

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名 内閣府
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等及び固定資産税の特例措置の拡充	
要望内容 (概要)	<p><現行制度の概要> 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施者として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除ができる制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備：機械・装置（2,000万円以上） 開発研究用器具・備品（1,000万円以上） 建物・付属設備・構築物（1億円以上） ・特別償却の割合：取得価額の50%（特定中核事業については即時償却） （建物等は25%） ・税額控除の割合：取得価額の15%（建物等は8%） （当期法人税額の20%を限度とし、限度超過額は1年間繰り越し控除可） <p><要望内容></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象事業の拡充 国家戦略特別区域法施行規則第1条1項2号に定められている特定中核事業に都市関連設備の整備事業、農業関連事業を追加する。 ② 対象設備の拡充 国家戦略特別区域法施行規則第1条1項1号に定められている事業にかかる特別償却又は投資税額控除の対象資産に、農業用システムやソフトウェアを追加する。 ③ 貸付の用に供した場合への適用 施設を貸付の用に供した場合でも、借り受けた者が国家戦略特別区域計画に定められた事業を行い、事業リスクを実質的に負う一定の契約を締結している場合は、当該施設の貸し手側について特別償却又は投資税額控除の対象とする。 ④ その他、所要の規定の整備を行う。 	
関係条文	<p>国家戦略特別区域法第2条第2項第2号、同法施行規則第1条第1項第1号、第2号 租税特別措置法第42条の10、同施行令第27条の10、同施行規則20条の5</p>	
ページ	9—1	

減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。</p> <p>(2) 施策の必要性 これまで以上にスピード感をもって強力に、世界の企業が日本に投資したくなるようなビジネス環境を作っていくため、国・自治体・民間の三者が一体となって集中的な取組を行うことが重要である。そのため、国の経済成長に大きなインパクトを与えるプロジェクトを推進し、国全体の改革のモデルとなる成功例を創出していくことが必要である。 本税制については、平成 26 年度与党税制大綱において「特定中核事業は、まずは、先端的技術を活用した医療等医療分野を対象とし、さらに特区の具体的内容について検討が進んだ段階において、関係者の合意を得て、必要に応じて追加される。」とされているが、現在、各特区において順次各区域計画の策定に向けた区域会議が立ち上がり、医療以外の分野について事業の実現化段階に入るところであり、特区の具体的なニーズを踏まえ、新たな事業を強力に推進すべく、事業環境の整備を図る必要がある。 そのため、国家戦略特区の目的に資する事業を民間主導で実効的・具体的に進めていくための更なるインセンティブを付与し、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業への投資を促す必要がある。</p>
本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 地域活性化の推進 施策目標 1 国家戦略特区の推進
	政策の達成目標	特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 27 年度末まで
	同上の期間中の達成目標	特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。
	政策目標の達成状況	平成 26 年 5 月 1 日、国家戦略特別区域及び区域方針（内閣総理大臣決定）において 6 区域が指定され、現在、同区域方針に基づき、各区域において区域計画の策定に係る区域会議を順次開催、審議中。
有効性	要望の措置の適用見込み	検討中
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	検討中
ページ		9—3

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	<p>国家戦略特区税制</p> <p>① 研究開発税制の特例 国家戦略特区における特別償却又は法人税額の特別控除制度の即時償却の適用を受ける特定中核事業の用に供された開発研究用資産について、即時償却に加え、その減価償却費の12%を税額控除。</p> <p>② 固定資産税の課税標準の特例 特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1。</p> <p>③ 国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置 国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、都市再生特別措置法の認定があったとみなされる。この場合に、都市再生緊急整備地域において行われる都市再生事業の課税の特例（割増償却及び登録免許税の軽減等）の適用。</p>
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	<p>「国家戦略特区支援利子補給金」を要求。 (平成26年度予算額 1.5億円) (平成27年度要求額 未定)</p>
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	<p>内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業に対し、上記の金融支援及び要望税制措置等により、事業実施主体のニーズに合わせ、支援。</p>
	要望の措置の 妥当性	<p>国家戦略特区で推進する「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の整備等のプロジェクトに関する事業への投資についてインセンティブを与える特例的な制度を講じることは、民間投資の喚起を促進し、政策目的を達成するための手段として有効である。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特別区域計画に定められた一定の事業の用に供する設備等に限定されており、必要最小限の措置である。</p>
	ページ	9—4

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	国の成長戦略に基づき、内閣総理大臣主導で、民間の力を活用しながら、集中的な取組を行うことにより、より一層スピード感をもって強力に、世界の企業が日本に投資したくなるようなビジネス環境を作る。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	国家戦略特別区域として、6区域が指定され、特区において実施する具体的な特定事業等を定める実施計画である区域計画を策定中であるため。
これまでの要望経緯	平成26年度：創設